

鈴鹿都市計画地区計画の決定（鈴鹿市決定）  
 都市計画稲生地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	稲生地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市稲生町地内	
面 積	約3.4ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、伊勢鉄道玉垣駅より西方約1.1kmに位置し、自然環境に恵まれた静かな住宅団地に隣接する地区であるが、都市計画道路中勢バイパス（計画）、北勢バイパス（計画）の合流点にも接している。</p> <p>そこで、将来における用途の混在による環境悪化の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を行い、良好な市街地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>住宅団地側は住宅地区とし、その他を近隣サービス施設地区として秩序ある土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>近隣サービス施設地区は、サービス施設、業務系施設等の誘導整備を図る。</p>

2. 地区整備計画

地区の名称		稲生地区
地区整備計画区域の面積		約1.8ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専用住宅</li> <li>2. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。）又は、住居の環境を害する恐れがある工場。</li> <li>3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>4. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>5. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</li> <li>6. 倉庫業を営む倉庫</li> <li>7. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</li> </ol>
	地区計画の対象区域，地区整備計画を定める区域は計画図表示のとおり。	